特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
1	地方税の賦課徴収に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

坂出市は、地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシーとの権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

坂出市長

公表日

令和7年10月29日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	地方税の賦課徴収に関する事務					
②事務の概要	①地方税法に基づき,住民税申告,給与支払報告書,年金支払報告書,確定申告書,その他法定調書により個人住民税の賦課事務を行う。 ②地方税法に基づき,軽自動車等の賦課・減免の決定,台帳管理,証明書の発行事務を行う。 ③地方税法に基づき,個人住民税,軽自動車税,固定資産税の徴収事務を行う。 ・各税の決定した調定に対し消込処理を行う。 ・金融機関窓口,口座振替,コンビニエンスストア,地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。 ・滞納者に対しては,財産調査,実態調査を行い,納税相談・分納誓約等の措置を行う。 ・上記を経た滞納者に対し地方税法に基づき差押え・交付要求等の滞納処分を行う。 ・納期限後納付に対し地方税法に基づき,延滞金を賦課し,督促手数料を徴収する。					
③システムの名称	個人住民税システム, 申告支援システム, eLTAXシステム, 国税連携システム, 軽自動車税システム, 収納・滞納管理システム					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
個人住民税賦課情報ファイル、	軽自動車税情報ファイル,収納・滞納情報ファイル,口座情報ファイル,宛名管理ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の第24の項					
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48の項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	市民生活部 税務課					
②所属長の役職名	税務課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	坂出市 総務部 総務課 行政·法制管理係 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44- 5002					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	坂出市 総務部 税務課〈市民税係·管理係·収納係〉 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5004					
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か			平成27年1月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書] 施機関については、それぞれ	重点項目評価額	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書				
されている。								
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	テムを通じたり	(手を除く。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを通	iじた提供を除く。) []提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない							
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに留意し、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。・申請書に記載された個人番号および本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管・個人番号および本人情報が記載された申請書の廃棄等						

9. 監査								
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査						
10. 従業者に対する教育・啓発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない						
11. 最も優先度が高いと表	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する						
最も優先度が高いと考えられ る対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策							
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
判断の根拠		最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定してい 皆は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時にログアウトす						

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月8日	I 5②所属長	課長 橋本 敬三	課長 多田羅 和広	事後	
令和1年6月14日	様式「Ⅳリスク対策」を追加	_	評価書の内容のとおり	事後	様式変更による
令和1年6月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	税務課長 多田羅 和広	税務課長	事後	様式変更による
	I 3②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の第16の項	番号法第9条第1項 別表の第24の項	事後	
令和7年10月29日	I 4②法令上の根拠	番号法第9条第7号 別表第2の第27の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表第48の項	事後	
令和7年10月29日	I 5①部署	坂出市 総務部 税務課	坂出市 市民生活部 税務課	事後	
令和7年10月29日	I 8連絡先	坂出市 総務部 税務課 〒762-8601 坂出市 室町二丁目3番5号 0877-44-5004	坂出市 市民生活部 税務課 〒762-8601 坂 出市室町二丁目3番5号 0877-44-5004	事後	
	Ⅳ8人を介在させる作業	なし	追加	事後	
令和7年10月29日	Ⅳ11最も優先度が高いと考 えられる対策	なし	追加	事後	